

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	安川 (長谷山、千手本村、夫婦石、甘水、檜原、隈江、下湊、持丸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 9 月 29 日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化が進んでおり、後継者もないため、認定農業者等の担い手も手が回らなくなってきており、10年はやっていけると思うが、それ以上は難しい。若い担い手をいかに確保していくかが課題。生産組合も高齢によりオペレーターがいなくなってきている。

・山間部では鳥獣被害があり、機械も入らないため、借り手もない。

・人手が足りていないが、普通作だけでは年間で雇用できる収益の確保ができない。しかし、地区には石が多く、野菜の栽培が難しい状況。

・作物ごとにまとまった地区を作るように話をしていく必要があるのではないか。

・ダムの水を使用しているため制約があり、水が足りずに水があたらない地区がある。ブロックローテーションの見直しをしていくことも考える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・普通作(水稻、大豆、麦)を中心に、果樹や野菜などの作付エリアを作り、集約していくことで作業効率を上げていく。

・地権者も含めた地区全体での環境保全(草刈り等)を行っていけるよう協議していく。

・作業受託組合(法人化など)の設立を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	320.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	253.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者や安川生産組合を始め、地域で今後の農地を担う者の掘り起こしを行い、農地利用を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して、地域で協議を重ねていき認定農業者や安川生産組合、その他今後の農地を担う者へ段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域内で基盤整備がほとんど完了しているため、未整備地について事業も検討しつつ、協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地権者を交えた地域全体で協議し、地域内外から人を呼び込み、今後の担い手の確保を行う。 確保・育成については、今後も継続して協議していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・安川生産組合へ継続して作業の委託を行うよう、協議をしていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害対策として、電気柵を設置。一定の効果が出ているが、被害がある。
 ⑦ ため池の維持管理が難しい。
 ⑩ 水不足なので、ローテーションの見直しなど、水活用について協議を行う。